



# 住民自治条例制定ニュース

発行：北本市役所 秘書政策室  
〒364-8633 北本市本町1-111  
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997  
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第12号  
発行日 平成19年4月20日

北本市住民自治条例制定研究懇話会第4回会議を、平成19年4月14日(土)午後1時30分から、東部公民館集会室で開催いたしました。

今回は、グループワークに入る前に、4月1日の人事異動により新たに参加する職員の紹介と事務局体制についての説明した後、前回会議の際の各グループにおける議論について、記録係の委員から報告がありました。

また、情報提供及び参考資料として、「北本市市民と行政との協働推進計画」を配布し、概要を説明いたしました。

## グループワーク



グループワークでは、前回の議論を継続し、自治条例が何故必要なのかについて話し合いました。



## 住民自治条例制定研究懇話会第4回会議の概要

- 1 開 会
- 2 新任委員紹介
- 2 議 題
  - (1) 第3回懇話会グループワークの報告
  - (2) 「北本市市民と行政との協働推進計画」について
  - (3) グループワーク
    - ア 条例の基本的な考え方の検討
- 4 そ の 他
- 5 閉 会



前回（第3回）懇話会における各グループの討議内容について

### <議会・行政の責務等について研究するグループ>

市民ワークショップにおいて、北本市が誇れる代表的なものは「緑」であることが確認されている。そのため、「緑」をテーマに討議を進め、その中で自治条例の必要性を探っていくこととした。

・協働のまちづくりを進めるためには、政策決定への市民参加と情報の公開が必要である。そのために住民自治条例が必要。

### <市民の権利・責務等について研究するグループ>

市民ワークショップから継続して話題になっている「緑」の問題については、緑を守るための個別条例等を定めるべきで、住民自治条例に関しては、前文で触れるべきものとする。

・行政に全ての公共サービスを任せるのではなく、市民も担うことで協働が実現する。重要なのは、市民と行政との情報共有を確保することであり、自立したまちづくりを進めるために住民自治条例が必要である。

### <総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ>

住民自治条例は総論として策定する。各論については、憲法のように、何々に関する事項は別に条例で定めるとする。前文の策定は、今までの検討内容からキーワードを出し合い、それを文章化していく方法とする。

・北本市がどのように自治を進めていくのかを総論として条文にする。市民と行政との協働については、「新しい公共のあり方」を住民自治条例に位置づける。

次回第5回住民自治条例制定研究懇話会は  
平成19年5月12日（土）午後1時30分から  
北本市文化センター第1研修室で開催いたします。  
会議は公開で行います。傍聴も随時受け付けています



秘書政策室